

第3章 災害情報通信計画

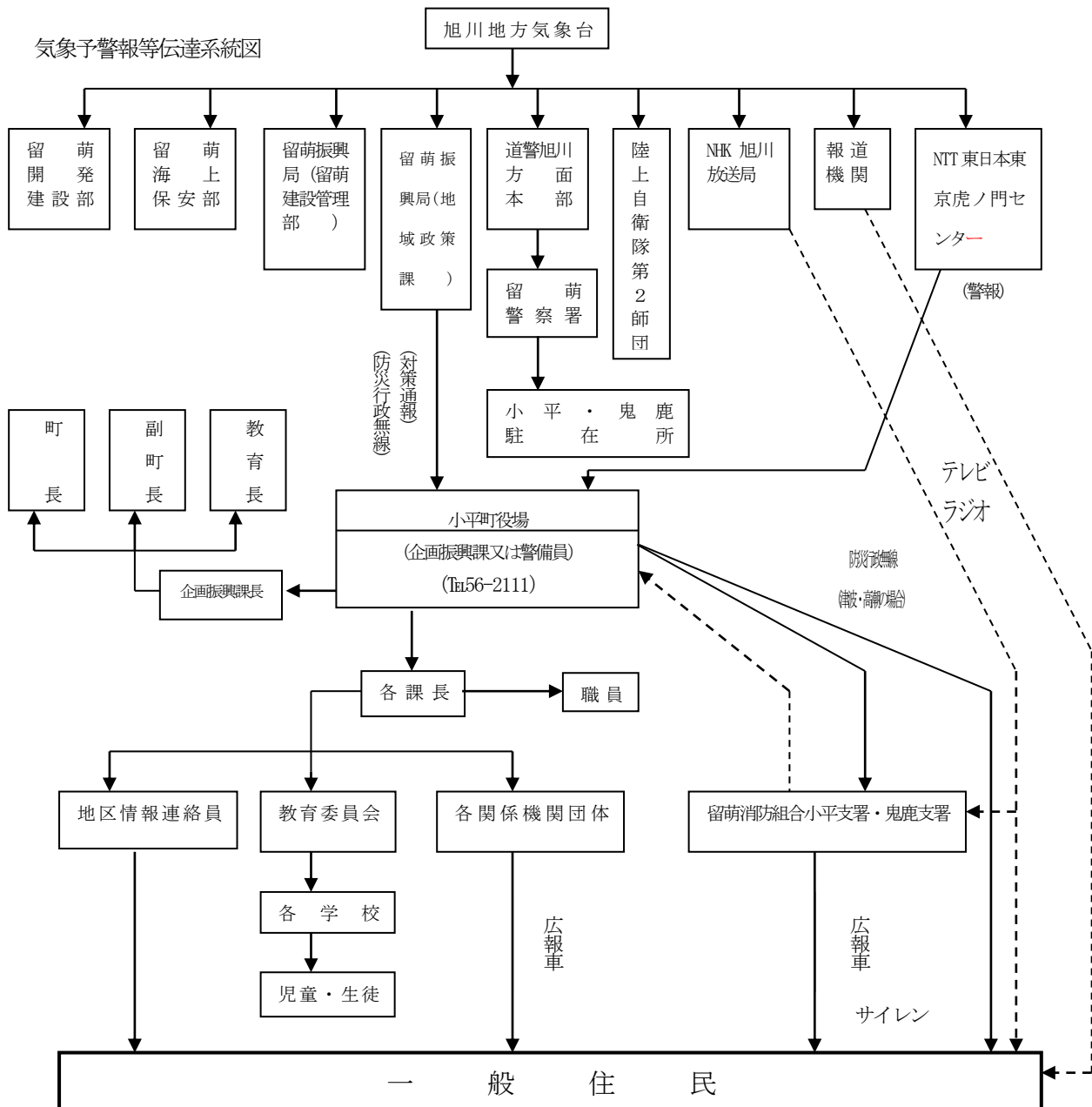
災害関係の気象予警報の伝達及び情報の収集、災害応急対策に必要な指揮命令の伝達について、次のとおり定める。

第1節 気象予警報等の伝達計画

1 気象予警報等の伝達系統

注意報、警報及び情報は、次の気象予警報等伝達系統図に基づき、電話、無線、ファクシミリその他最も有効な方法により通報し、又は伝達するものとする。

- (1) 注意報、警報及び情報は、通常の勤務時間中は企画振興課が、勤務時間外は警備員が受理する。
- (2) 注意報、警報及び情報を受理した場合は、気象予警報等受理簿に記載し、直ちに企画振興課長に連絡した上で指示を受け、必要に応じて関係課長等に連絡するとともに、関係機関、団体、学校及び一般住民に対し予警報等発表に伴う必要な事項の周知徹底を図るものとする。



2 気象予警報等の種類及び発表基準

気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいて発表される注意報・警報の基準値（留萌地方）及び同法に定める津波予報（全国同一）の種類等は、次のとおりである。

(1) 注意報発表基準

注意報名	気象官署	旭川地方気象台
	担当地域	留萌振興局
風雪（平均風速）	陸上11m/s以上、海上15m/s以上で雪による視程障害伴う	
強風（平均風速）	陸上13m/s以上、海上15m/s以上	
波浪（有義波高）	3m以上	
高潮（潮位T.P上）	留萌港0.8m以上	
大雨 （雨量）	1時間雨量	30mm以上
	3時間雨量	50mm以上
	24時間雨量	80mm以上
洪水 （雨量）	24時間雨量	80mm以上 ただし融雪期には雨量と融雪量（相当水量）の合計
大雪	現地の12時間降雪の深さ 30cm以上	
雷	落雷等により被害が予想される場合	
乾燥	最小湿度30%以下で実効湿度60%以下	
濃霧（視程）	陸上200m以下、海上500m以下	
霜（最低気温）	3℃以下	
なだれ	① 24時間降雪の深さ30cm以上 ② 積雪の深さ50cm以上で日平均気温5℃以上	
低温	① 4月～6月、8月中旬～10月（平均気温） 平年より6℃以上低い ② 7月～8月上旬（気温） 14℃以下が12時間以上継続 ③ 11月～3月（最低気温） 平年より12℃以上低い	
着雪	（電線着雪） 気温が0℃くらいで強度並以上の雪が数時間以上継続	
着氷（船体）	水温4℃以下、気温-5℃以下で風速8m/s以上	
融雪	融雪に相当する水量と24時間雨量の合計が60mm以上	

(注) 1 T.Pは東京湾平均海面

2 この基準値は、留萌地方における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって重大な災害発生を予想する際の目安である。

(2) 警報発表基準

警報名	気象官署	旭川地方気象台
	担当地域	留萌振興局
暴風 (平均風速)		陸上 18m/s 以上、海上 25m/s 以上
暴風雪 (平均風速)		陸上 16m/s 以上、海上 25m/s 以上で雪による視程障害伴う
波浪 (有義波高)		6m以上
高潮 (潮位 T.P 上)		留萌港 1.2m以上
大雨 (雨量)	1時間雨量	50mm 以上、ただし総雨量 80mm 以上
	3時間雨量	80mm 以上
	24時間雨量	120mm 以上
洪水 (雨量)	3時間雨量	80mm 以上 ただし融雪期には雨量と融雪量 (相当水量) との合計
	24時間雨量	120mm 以上 ただし融雪期には雨量と融雪量 (相当水量) との合計
大雪		現地の 12 時間降雪の深さ 50cm 以上

(3) 津波予警報の種類と内容

予報の種類		予報文	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	高いところで 3m 程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	「3m」, 「4m」, 「6m」, 「8m」, 「10m 以上」
	津波	高いところで 2m 程度の津波が予想されますので、警戒してください。	「1m」, 「2m」
津波注意報	津波注意	高いところで 0.5m 程度の津波が予想されますので、注意してください。	「0.5m」

(注) 1 「津波の高さは、当該津波の来襲地域において、津波によって潮位が高くなった時点における潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位 (平滑したもの) との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

2 地震、津波情報は、震度 1 以上の地震が発生したとき、津波予報をしたとき又は津波を観測したとき、気象庁本庁、札幌管区気象台又は旭川地方気象台が発表する。

3 気象予警報等の伝達方法

気象官署の発表する気象、地象、水象、水防及び船舶の利用に関する注意報、警報、情報の伝達方法は、前掲の気象予警報等伝達系統図によるが、注意報、警報及び情報の通報を迅速的確に行うための伝達方法は、次のとおりとする。

(1) 伝達方法

気象官署から留萌振興局経由で通知された気象、地象、水象、水防及び船舶の利用に関する注意報、警報、情報又は道 (留萌振興局) が発表する対策通報を受けたときは、町長が必要と認められるものについて、電話その他最も有効な方法により関係課長及び関係機関に通知するものとする。(別表 1、別表 2)

(2) 夜間・休日等における気象、地象、水象、水防に関する注意報、警報及び情報の取扱い  
 夜間・休日等において警備員が気象予警報等を受けたときは、気象予警報等受理票（様式1）に記載するとともに、次に掲げる注意報、警報及び情報については企画振興課長（不在のときは企画振興課長補佐）に連絡し、企画振興課長から町長、関係課長及び関係機関等に通知するものとする。

ア 気象警報

暴風、暴風雪、大雨、大雪

イ 各種警報

高潮、波浪、洪水

ウ 津波警報及び注意報

エ その他特に必要と思われる各種注意報及び情報

気象注意報及び各種注意報で情報の伴うものについては、注意報と情報を直ちに企画振興課長（不在のときは企画振興課長補佐）に連絡し、企画振興課長から町長、関係課長及び関係機関等に通知するものとする。

気象注意報及び各種注意報（津波に関するものを除く）で、情報の伴わないものについては警備明けの際、気象予警報等受理票を企画振興課長に提出するものとする。

別表1

気象予警報等の伝達責任者一覧

伝達先	伝達責任者	副責任者	伝達方法	備考
庁内各課	企画振興課長	企画振興課長補佐	口頭・庁内放送	広報車 防災無線
関係機関	〃	〃	電話・口頭	
町内会	〃	〃	〃	
消防署	〃	〃	〃	
小中学校・幼稚園	教育長	教委管理課長	〃	

別表2

関係機関等の連絡先一覧

機関名	所在地	電話番号
留萌振興局（地域政策課）	留萌市住之江町2丁目1番地	0164-42-8421
留萌振興局（森林室）	留萌市住之江町2丁目1番地	0164-42-8380
留萌振興局（留萌建設管理部）	留萌市住之江町2丁目1番地	0164-42-8341
留萌振興局（保健環境部）	留萌市住之江町2丁目1番地	0164-42-8310
留萌測候所	留萌市大町2丁目	0164-42-0418
留萌開発建設部	留萌市寿町1丁目	0164-42-2316
北海道農政事務所旭川地域センター長	旭川市宮前通東4155番31	0166-76-1277
留萌南部森林管理署	留萌市錦町4丁目3番地8	0164-42-2515
小平郵便局（各郵便局）	小平町字小平町	0164-56-2050

留萌警察署駐在所	留萌市高砂町3丁目5番1号	0164-42-0110
北海道電力(株)留萌営業所	留萌市末広町4丁目	0164-42-1390
南るもい農業協同組合小平支所	小平町字小平町	0164-56-2211
新星マリン漁業協同組合鬼鹿支所	小平町字鬼鹿港町	0164-57-1041
新星マリン漁業協同組合臼谷支所	小平町字臼谷	0164-56-2052
小平町商工会	小平町字小平町	0164-59-1111
留萌信用金庫小平支店	小平町字小平町	0164-56-2311
留萌信用金庫鬼鹿支店	小平町鬼鹿港町	0164-57-1331
東日本電信電話株式会社北海道支店	札幌市中央区北1条西6丁目1番地	011 - 212 - 4010
(社) 留萌医師会	留萌市幸町1丁目5番6号	0164-43-2020
南るもい土地改良区	小平町字小平町	0164-59-1410

様式1

気象予警報等受理票

平成 年 月 日		午前 時 分	連絡 電話、電報、無線、FAX
午後	発信者	受信者	⑩
予警報の 種類	発表時刻	午前 時 分 午後	
受 理 事 項			
処 理 方 法			

海上予報区

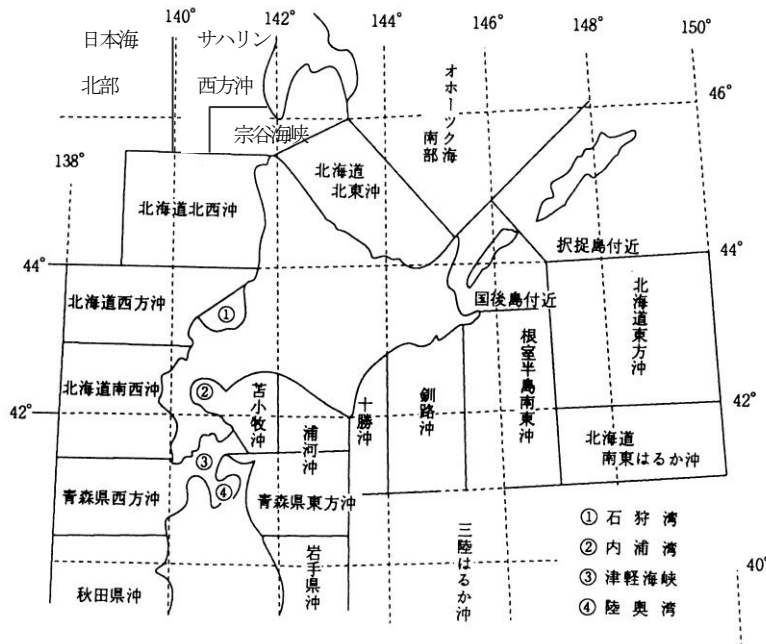
[札幌地方海上]

サハリン東方海上、サハリン西方海上、網走沖、宗谷海峡、北海道西方海上

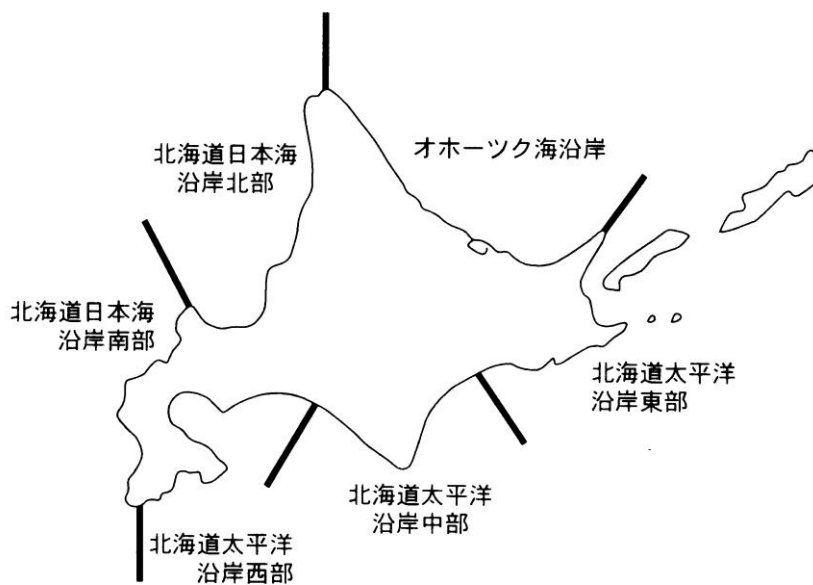
[函館地方海上]

北海道東方海上、釧路沖、日高沖、津軽海峡、檜山津軽沖

北海道周辺海域の震央地名



津波予報区



## 第2節 災害通信計画

災害時における情報、被害状況報告等の収集及び通信連絡を円滑に行うため、災害応急対策に必要な通信施設の利用については、次のとおりとする。

## 1 通信方法

災害時における通信方法は、N T Tの電話によることを原則とする。

N T Tの電話線が使用不能な場合は、他の有線・無線通信施設等を使用する。このいずれもが使用不能な場合は、車両、徒歩等による伝達とする。

## 2 N T Tの優先電話及び無線電話の利用

## (1) 電話

災害において、非常通話、緊急通話のため市外通話を申込みする場合、契約約款の規定によりN T T東日本(株)旭川営業支店の承認を得た加入電話を使用するものとする。

災害時優先電話の設置状況は、次のとおりである。

災害時優先電話設置状況

設置場所	電話番号	備考
小平町役場	0164-56-2110	
	0164-56-2113	
	0164-56-2114	
鬼鹿支所	0164-57-1112	
達布支所	0164-58-1111	
留萌消防組合小平支署	0164-56-2264	
特別養護老人ホーム愛生園	0164-59-1210	
臼谷福祉会館	0164-56-2357	
小平診療所	0164-56-2821	
除雪センター	0164-56-2600	
小平浄水場	0164-59-1414	
達布浄水場	0164-58-1930	
小平小学校	0154-56-2822	
小平中学校	0164-56-2225	
鬼鹿中学校	0164-57-1161	
小平幼稚園	0164-56-2155	
	0164-59-1543	



(2) 非常扱いの通話（NTT102番利用）

① 非常扱いの通話

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする手動接続通話。

② 緊急扱いの通話

非常通話を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする手動接続通話。

③ 非常・緊急通話の利用方法

ア 102番（局番なし）をダイヤルしNTTコミュニケーターを呼び出す。

イ NTTコミュニケーターがでたら

（ア）「非常又は緊急扱いの通話の申込み」と告げる。

（イ）予め指定した登録電話番号と機関名を告げる。

（ウ）通話先の電話番号を告げる。

（エ）通話内容を告げる。

ウ NTTコミュニケーターが一度切って待つよう案内する。

エ 呼び出され接続が完了したら、通話を開始する。

(3) 災害用伝言ダイヤルの利用

大規模な災害が発生した際に、被災地域内やその他の地域の方々との間で「声の伝言板」の役割を果たす「災害用伝言ダイヤル」を利用する。

「171」をダイヤル後、ガイダンスに従って利用する。

3 無線通信施設の利用

公衆電気通信施設が使用不能の場合は無線通信施設を利用する。また、無線通信を利用して通信を行うことができないとき、若しくは通信を行うことが著しく困難であるときは、北海道地方非常通信協議会加入無線局を利用して行う。

4 電報

災害対策業務のための電話により電報を発信する場合、冒頭に「非常電報」である旨を電報取扱局に告げ、電報発信紙の欄外余白に「非常」と朱書きして差し出すものとする。

(1) 非常扱いの電報（NTT115番利用）

① 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報。

② 緊急扱いの電報

③ 非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。

なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

③ 非常・緊急電報の利用方法

ア 115番（局番無し）をダイヤルしNTTコミュニケーターを呼び出す

イ NTTコミュニケーターがでたら

（ア）「非常または緊急扱いの電報の申込み」と告げる

(イ) 予め指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる

(ウ) 届け先、通信文等を申し出る

## 5 公衆通信設備以外の通信

N T T回線が使えない場合に使用できる無線通信施設は、次のとおりである

無線通信施設一覧

無線通信系統名	所轄機関名	所在地	備考
留萌消防本部無線局	留萌消防組合本部	留萌市高砂町3-6-11	
新星マリン漁業協同組合鬼鹿支所無線局	新星マリン漁業協同組合鬼鹿支所	小平町字鬼鹿港町	
北海道総合行政通信情報ネットワーク	北海道	小平町役場	衛星電話番号 6-422-3-209 FAX 6-422-10

## 6 通信途絶時の連絡方法

無線の使用が不可能のときは、車両による使送およびトランシーバーを使用することができる。

なお、災害の状況に応じては、アマチュア無線を使用することができる。

### 第3節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策の実施のため、必要な災害に関する情報、被害状況報告等の収集及び通報等を迅速かつ的確に行うための計画である。

#### 1 異常現象発見時における措置

##### (1) 発見者の通報義務

災害が発生した場合又は発生するおそれのある異常現象を発見した者は、速やかに町役場（町職員）、警察官、消防機関（消防支署、消防団を含む職員・団員）又は地区情報連絡責任者（町内会長）のうち最も近いところに通報するものとする。

##### (2) 警察官等の町への通報

異常現象を発見した場合、あるいは発見者から通報を受けた警察官、消防機関及び地区情報連絡責任者は、その内容を確認し、直ちに町長に通報するものとする。

##### (3) 町長から各機関への通報及び住民への周知

町長は、災害発生又は異常現象発見の通報を受けたときは、災害の規模、内容等により必要に応じて、旭川地方気象台等各関係機関に通報するとともに住民に周知するものとする。

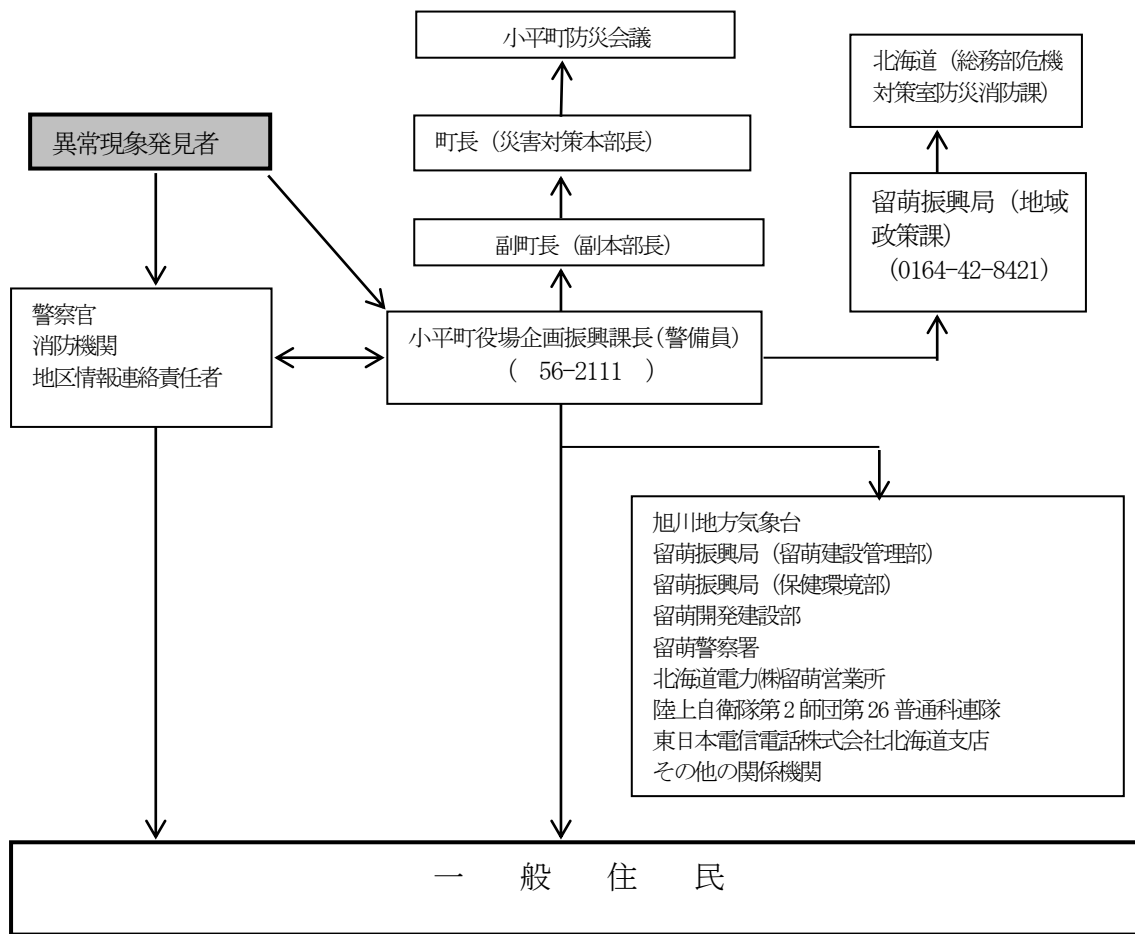
旭川地方気象台等各関係機関（本章第1節「気象予警報等の伝達計画」の別表2「関係機関等の連絡先一覧」）及び住民への周知徹底は、次に示す「災害情報連絡系統図」及び本章第1節の「気象予警報等伝達系統図」により行うものとする。

##### (4) 通報の取扱い

発見者からの通報及び災害情報、被害状況等は、企画振興課長へ報告し、その指示により事務処理にあたるものとする。

休日、夜間にあつては、警備員が受理し、企画振興課長（不在のときは企画振興課長補佐）へ報告し、その指示を受けるものとする。

災害情報連絡系統図



## 2 地区情報連絡責任者

災害が発生し又は発生するおそれがある場合の情報収集の万全を期すため、各地区別に情報連絡責任者を置く（地区情報連絡責任者は、町内会長とする。）。地区情報連絡責任者は地域内の住民と協力して警戒にあたり、情報の早期把握に努めるとともに、災害が発生したときは、直ちに役場又はその他の関係機関に通報するものとする。

## 3 災害情報等の収集及び報告

### (1) 情報の収集

災害の発生及び発生のおそれのあるときは、速やかに災害情報を収集し、所要の応急対策を講ずるものとする。被害状況の把握及び応急対策の実施状況等の調査収集は、各部が所管事項について責任をもって行い、集計等は運営部で取りまとめ常に災害情報等を把握しておく。また、災害情報等の調査収集にあたって必要なときは、関係地区の情報連絡責任者を通じて迅速に調査収集するものとする。

### (2) 情報の報告

災害情報、被害状況等の報告は、次に定めるところによる「災害情報等報告取扱要領」に基づき、その状況を知事（留萌振興局長）に報告するものとする。

但し、町長は消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定基準以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報は直接国（消防庁）に報告するものとする。

また、特に関係のある公共機関、団体等に対しても連絡するものとする。

消防庁連絡先

回線	区分	平日 (9:30~17:45) ※震災等応急室	休日・夜間 (左記以外) ※宿直室
NTT回線		03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX)	03-5253-7777 03-5253-7553 (FAX)
消防防災無線		7527 7537 (FAX)	7782 7789 (FAX)
地域衛星通信 ネットワーク		TN-048-500-7527 TN-048-500-7537 (FAX)	TN-048-500-7782 TN-048-500-7789 (FAX)

(注) TNは、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

(3) 被害状況等の報告と時期

- ア 災害の状況及び応急対策の概要…………… 発災後速やかに
- イ 災害対策本部の設置及び廃止時…………… 災害対策本部等を設置したとき直ちに
- ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し…………… 被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時
- エ 被害の確定報告…………… 被害状況が確定したとき

(4) 町は119番通報の殺到状況時には、その状況等を留萌振興局に報告する。

(5) 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときには、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の留萌振興局への報告に努める。

(6) 町の報告体制

- ア 被害等の報告責任者は、運営部長とする。
- イ 各部長は、所管に係る災害及び災害状況を収集し、運営部長を経て副本部長および本部長に報告するものとする。ただし、重要事項については各部長等が直接副本部長及び本部長に報告するものとする。この場合必ず運営部長を同行しなければならない。
- ウ 本部長等は、基本法以外の法令に基づき被害報告等を行う場合は、運営部長と連絡調整を行い相違のないようにしなければならない。
- エ 運営部長は、防災関係機関と相互に情報交換を行い、把握した状況については、「災害情報等取扱要領」により速やかに留萌振興局を通じて北海道知事に報告する。

なお、通信の途絶等により留萌振興局に報告することができない場合は、道（防災消防課）に報告するものとするが、それもできない場合は、直接、国（総務省消防庁）に報告するものとする。

〔災害情報等報告取扱要領〕

災害が発生し又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を留萌振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- ア 人的被害、住家被害が発生したもの。
- イ 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- ウ 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- エ 災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合又は広域的な災害で小平町が軽微であっても振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- オ 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- カ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて、報告の必要があると認められるもの。
- キ その他特に指示があった災害。

## 2 報告の種類及び内容

### (1) 災害情報

災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、別表1の様式により速やかに報告すること。この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

### (2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

#### ア 速報

被害発生後直ちに別表2の様式により件数のみ報告すること。

#### イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期等について、特に指示があった場合はその指示によること。

#### ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

### (3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

## 3 報告の方法

- (1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。
- (2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書（別表2）により報告するものとする。

## 4 被害状況判定基準

別表3のとおりとする。

## 5 災害情報等連絡責任者

災害情報等連絡責任者は企画振興課長、その代理者には企画振興課長補佐をあてるものとする。











別表3

## 被害状況判定基準

被害区分		判定基準
人的被害	死者	<p>当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) 町外の者が本町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、本町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し、町と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照</p>
	重傷者	<p>災害のため負傷し、1ヶ月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷の程度の診断は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヶ月以上に及ぶものを重傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	軽傷者	<p>災害のため負傷し、1ヶ月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷の程度の診断は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヶ月未満であるものを軽傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
住家被害	住家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全て住家とする。</p>
	世帯	<p>生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全壊	<p>住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>

	半壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	一部破損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	床上浸水	<p>住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む。）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
	床下浸水	<p>住家が床上浸水に達しないもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
非住家被害	非住家	<p>非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>(1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。</p> <p>(2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。</p> <p>(3) 土蔵、物置等とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。</p> <p>(4) 被害額の算出は、住家に準ずる。</p>
農業被害	農地	<p>農地被害は、田畑が流失、埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。</p> <p>(1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流失した状態をいう。</p> <p>(2) 埋没とは粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上流入した状況をいう。</p> <p>(3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。</p> <p>(4) 被害額の算出は、農地の原形復旧に要する費用又は農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。</p>
	農作物	<p>農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水、倒伏によって生じた被害をいう。</p> <p>(1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(2) 倒伏とは、風のため相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</p>

	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、畜舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、家畜、果樹（果実は含まない）、草地畜産物等をいう。
土木被害	河川	河川の維持管理に必要な堤防、護岸、水制、床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路
	公園	都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項第1に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第2条第1項第3号に規定する公園若しくは緑地に設けられたもの。

水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 （1）港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 （2）被害額の算出は、被害漁船の再取得価格又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社を含む）所有のものをいう。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。
林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む）等をいう。
衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火葬場	火葬場をいう。
商工被害	商業	商品、原材料等をいう。
	工業	工場等の、原材料、製品、生産機械器具等をいう。
公立文教施設被害	公立の小、中、高校、中等教育学校のほか、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。）	
社会教育施設被害	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。	
社会福祉施設等被害	老人福祉施設、身体障害者（児）福祉施設、知的障害者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設等をいう。	
その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
	被害船舶（漁船除く）	ろ、かいのみをもって運転する船以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。
	空港	空港整備法第2条第1項第3号の規定による空港をいう。
	水道（戸数）	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話（戸数）	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気（戸数）	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス（戸数）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。
	上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。	

(参考)

＜災害情報及び被害状況報告に係る留意事項＞

- (1) 住家被害個数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が罹災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち、造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。
- (4) 報道機関に対する情報発表の方法  
収集した被害状況、災害情報等は、状況に応じ報道機関に対し、次の事項を発表するものとする。
  - ア 災害の種別、名称及び発生日時
  - イ 発生の場所
  - ウ 被害所数
- (5) 対策本部員に対する周知  
運営部は、災害状況の推移を対策本部員に周知し、各部に対して措置すべき事項及び伝達方法を連絡する。
- (6) 各関係機関に対する周知  
運営部は、必要に応じて防災関係機関、公共的団体及び重要な施設の管理者等に対して、災害情報を提供するものとする。